

学校において予防すべき感染症の証明について

学校において予防すべき感染症（学校感染症）に罹患した場合は、出席停止になります。手続きを行うため、医療機関において下の「学校において予防すべき感染症による出席停止証明書」に記入いただき、登校再開時に担任へ提出していただきますようお願いいたします。

キリトリ

学校において予防すべき感染症による出席停止証明書

年 組 番 名前 _____

1、疾患名 _____

2、診断日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで、
治療を要しましたが、治癒したため、登校してさしつかえないことを証明します。

【その他・特記事項】

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名

医師名

参考：出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条 令和5年5月8日施行）

疾患名	出席停止期間
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで

疾患名	出席停止期間
風疹(三日はしか)	発疹の消失するまで
水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
その他の感染症	医師が認めるまで